

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会臨時職員等就業規則第27条の規定により、臨時職員、パートタイム職員及び契約職員（以下「臨時職員等」という。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程において「給与」とは、給料、通勤手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当をいう。

第2章 給料

(給料の支給)

第3条 臨時職員等には、正規の勤務時間による勤務の報酬として給料を支給する。

2 職員の給与及び賃金は法律などによって特に認められた場合又は次に掲げるものを給与から差し引く場合を除き、その全額を支払わなければならない。

- (1) 源泉所得税
- (2) 市県民税
- (3) 健康保険（介護保険を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 職員代表との書面による協定により賃金から控除するとしたもの。

ア 職員互助会掛金

イ 団体扱いに係る生命保険等の保険料又は掛金

ウ 預貯金

(6) 前各号に定めるもののほか、社会福祉法人千曲市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）が特に認めたもの。

3 ただし、個別の労働条件通知書に別の定めのある臨時職員等は、当該通知書による。

(給料)

第4条 臨時職員等の給与及び手当は、会長が定める。ただし、個別の労働条件通知書に別の定めのある臨時職員等は当該通知書による。

(給料の支給方法等)

第5条 給料は、臨時職員等については、その月の勤務日数に勤務に応じた単価を乗じた金額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月16日に支給するものとする。ただし、その日が休日又は土・日曜日に当たるときは、休日又は土・日曜日でないその日前において、その日に最も近い日に支給する。

- 3 新たに臨時職員等となった者には、臨時職員等となった日から給料を支給し、給料の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 4 臨時職員等が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 5 臨時職員等が死亡したときは、その日まで給料を支給する。
- 6 前各項の定めによるもののほか、給料の支給方法について必要な事項は、会長が定める。

(通勤手当)

- 第6条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し、その運賃等を負担することを常例とする臨時職員等及び自動車その他の交通手段を使用することを常例とする臨時職員等に支給する。ただし、通勤距離が2キロメートル未満である職員を除く。
- 2 通勤手当の額及び支給方法は、千曲市に準ずる。

(時間外勤務手当等)

- 第7条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜業手当は、勤務を命ぜられた臨時職員等に対しその勤務した時間について支給する。
- 2 時間外勤務手当、休日勤務手当および深夜業手当の支給計算方法については、個別の労働条件通知書による。

(処遇改善手当)

- 第8条 処遇改善手当は、社会復帰指導員（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の福祉・介護職員、介護業務に従事している職員の処遇改善を図るため、支給する。
- 2 処遇改善手当の額及び支給方法は、会長が定める。

(補則)

- 第9条 この規程の実施に関し、定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。